

委員会報告書

1 議会運営委員会

- ・ 本定例会の会期を12月13日の1日間とする。

2 令和4年度江差町各会計決算審査特別委員会

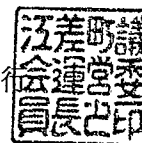
3 閉会中の継続調査申出

- ・ 議会運営委員会
- ・ 総務産業常任委員会
- ・ 社会文教常任委員会
- ・ 議会広報特別委員会

令和5年12月8日

江差町議会議長 萩原 徹 様

議会運営委員会委員長 室井 正 行



委員会報告について

令和5年第4回江差町議会定例会における議会運営について、下記のとおり報告します。

記

- 1 開催期日 令和5年11月27日及び12月5日
- 2 出席者 室井委員長・出崎副委員長(11/27欠)・飯田委員・小野寺委員・
西海谷委員(12/5欠)萩原議長(11/27欠)
町理事者(田畑副町長)
- 3 協議結果
 - 1) 審議議案等
 - 委員会報告 5件
 - ・議会運営委員会 [閉会中の継続調査申し出]
 - ・総務産業常任委員会 [閉会中の継続調査申し出]
 - ・社会文教常任委員会 [閉会中の継続調査申し出]
 - ・議会広報特別委員会 [閉会中の継続調査申し出]
 - ・令和4年度江差町各会計決算審査特別委員会 [審査報告]
 - 条例改正 5件
 - ・江差町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
 - ・江差町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
 - ・江差町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
 - ・江差町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
 - ・江差町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
 - 条例制定 2件
 - ・江差町公営企業の設置等に関する条例の制定について
 - ・江差町公営企業職員の給与に関する条例の制定について
 - 条例廃止 1件
 - ・江差町公共下水道事業特別会計条例を廃止する条例について
 - 補正予算 5件
 - ・令和5年度江差町一般会計補正予算(第9号)について
 - ・令和5年度江差町国民健康保険費特別会計補正予算(第1号)について
 - ・令和5年度江差町介護保険特別会計補正予算(第2号)について
 - ・令和5年度江差町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)について
 - ・令和5年度江差町一般会計補正予算(第10号)について

○ その他 2件

- ・定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定の締結について
- ・工事請負契約の締結について

○ 議員発議 2件

- ・刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書の提出について
- ・年金制度における外国人への脱退一時金の是正を求める意見書の提出について

2) 一般質問通告 7名

- ・室井議員（2-4） ・出崎議員（2-5） ・塚本議員（2-2） ・増永議員（6-7）
- ・小梅議員（2-4） ・小野寺議員（3-9） ・田畑議員（1-3）

3) 一般質問等について

- ・一問一答方式で行い、質問回数は一問につき再再質問まで、答弁を含め60分の時間制とする。
- ・議員の質問はすべて自席で行い、理事者答弁は1問目を演壇、2問目以降は自席で行う。
- ・町理事者においては、議員からの質問、質疑に対し議長の許可を得て反問することができる。その場合、議員の答弁も含めて制限時間外とする。
- ・一般質問、議案等の質疑で、感想や要望、お礼等、一般質問や質疑から外れる発言のほか、一般質問は事前通告制のため、再質問、再々質問についても、通告書で通告した質問主旨以外の質疑は厳に慎むこと。
- ・新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、説明、質疑及び審議にあたっては、議員、理事者ともに時間短縮に努め、効率的な議会運営にご協力願いたい。

4) 会期について

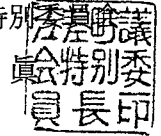
- ・12月13日（水）の「1日間」とする。

令和5年12月8日

江差町議会議長 萩原 徹 様

令和4年度江差町各会計決算審査特別

委員長 塚 本



委員会審査報告

本委員会に付託された審査事件について、会議規則第78条の規定により下記のとおり報告する。

記

1 審査事件

令和5年第3回定例会

- 認定第1号 令和4年度江差町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第2号 令和4年度江差町国民健康保険費特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第3号 令和4年度江差町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第4号 令和4年度江差町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第5号 令和4年度江差町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第6号 令和4年度江差町公設地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第7号 令和4年度江差町港湾整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第8号 令和4年度江差町奨学金特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第9号 令和4年度江差町水道事業会計決算の認定について

2 審査の経緯と結果

本委員会は、令和5年8月23日に設置し、10月10日、10月11日、10月12日の4日間、委員会を開催した。10月12日には、町長に対する総括質疑を行ったものである。

その結果、一般会計決算認定においては、賛成者多数により「認定」すべきものと決定され、その他全ての特別会計及び水道事業会計決算認定においては、全委員の賛成により「認定」すべきものと決定されたので報告する。

なお、次の事項について、意見・要望があったことを申し添える。

(1) 役場職員の補充と各課への適正配置について

役場内における各課の業務量に対し、職員の配置に偏りがあるように思われる。

特に最近では、長期の病気休暇や早期退職者などの欠員に対する補充が追いついておらず、人事異動等により一時的な対応は行っているものの、減員となった部署においては、その分の負担が増しているものと想定される。

定員適正化計画は理解するが、職員の事前採用も含めた早期の採用について、もう少し検討を要するものであり、速やかな職員体制の整備や適正な配置が必要である。

(2) 町営住宅の老朽化に係る対応について

町内には使用されていない老朽化した町営住宅が点在しており、それらは街の景観を阻害している状況にある。また、町においては民間への空き家対策を講じているが、町有施設がこのような状態では、町民等に対し示がつかない状況に成り得ることも懸念されるものである。

公営住宅長寿命化計画や財政事情には一定の理解は出来るが、計画の見直しや前倒しも視野に、老朽化住宅を速やかに解体して行くような対応を検討願いたい。

(3) 高齢者福祉バス（20人乗り）の老朽化について

町民からの需要が多い高齢者福祉バスが、老朽化により運行がままならない状態にあり、安全性等が危惧される場所である。また他に有している2台のバスにおいても、購入時から相当の年数が経過しているところでもある。

所有するバスの台数や乗車人数、利用実態を把握した上で、町有バスの在り方を早期に協議し、予算化を進めるとの答弁であったので、運行に支障を来たす事が無いよう速やかな対応を願うものである。

(4) 北海道江差観光みらい機構の今後について

平成30年、観光振興を軸に地域活性化のため設立され、翌年より本格稼働した北海道江差観光みらい機構について、この間、町として多額の資金を投入してきたところであり、機構においても様々な事業を展開してきたところである。

しかしながら、未だ独り歩き出来る状況には至っておらず、近年においては主要なスタッフの体調不良や退職等により、組織として思うような活動が展開出来ていない状況であり由々しき事態となっている。

みらい機構という組織の将来的な在り方を踏まえつつも、喫緊の課題である経営感覚を有した人材の確保や不足しているスタッフの補充について、早急に対策を講ずる必要があるものと考えている。

令和5年12月8日

江差町議会議長 萩原 徹 様

議会運営委員会

委員長 室井 正行



閉会中の継続調査申出書

本委員会は、調査中の事件について、下記により閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第76条の規定により申し出ます。

記

- 1 調査事件
 - ・次期議会（定例会までの間に開かれる臨時会を含む）までの議会運営に関する事項について
 - ・地方自治法第109条第3項に関する事項について
- 2 理由 調査未了につき
- 3 調査期限 調査終了まで

令和5年12月8日

江差町議会議長 萩原 徹 様

総務産業常任委員会
委員長 小野寺



閉会中の継続調査申出書

本委員会は、調査中の事件について、下記により閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第76条の規定により申し出ます。

記

- 1 調査事件
 - ・ 地域公共交通に関する事務調査
 - ・ 総務産業常任委員会が所管する事項について
 - ・ 地方自治法第109条第2項に関する事項について
- 2 理由 調査未了につき
- 3 調査期限 調査終了まで

令和5年12月8日

江差町議会議長 萩原 徹 様

社会文教常任委員会
委員長 大門 和幸



閉会中の継続調査申出書

本委員会は、調査中の事件について、下記により閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第76条の規定により申し出ます。

記

- 1 調査事件
 - ・親子で楽しめる健康的な空間づくりに関する事務調査
 - ・社会文教常任委員会が所管する事項について
 - ・地方自治法第109条第2項に関する事項について
- 2 理由 調査未了につき
- 3 調査期限 調査終了まで

令和5年12月8日

江差町議会議長 萩原 徹 様

議会広報特別委員会
委員長 出崎 太郎



閉会中の継続調査申出書

本委員会は、調査中の事件について、下記により閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第76条の規定により申し出ます。

記

- 1 調査事件 ・ 議会広報発行に関する事項について
- 2 理由 調査未了につき
- 3 調査期限 調査終了まで